令和元年10月4日 第123回初中分科会 **資料**2

# 児童虐待対応に関する取組について



## 千葉県野田市における小学4年生女児死亡事案について

## 【事案の概要】

- 平成29年11月、学校がいじめに関するアンケート調査を実施。本児から父親に暴力を振るわれている旨の回答があったため、回答の翌日、学校から児童相談所へ通告。児童相談所は即日一時保護を開始(同年12月に解除)。
- 平成30年1月、父親からアンケートの写しの提供を求められた学校は、本人の同意がないことを理由に提供を拒んだが、 3日後、父親が本児の同意書を持参したことから市教委がアンケートの写しを提供。
- 同月、野田市内の別の小学校へ転校。
- 平成31年1月24日、本児が自宅で死亡。

## 【文部科学省における対応状況等】

- ○平成31年2月 ・省内に浮島文部科学副大臣を主査とする「千葉県野田市における小学4年生死亡事案に関する タスクフォース」を設置(これまで4回開催)
  - ・「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検」を実施(FU・再FUまで実施)
  - ・大口厚生労働副大臣、浮島文部科学副大臣を共同議長とする「児童虐待死の再発を防止する 厚生労働省・文部科学省合同プロジェクトチーム |を開催(これまで 7 回開催)
  - ・関係閣僚会議決定に基づき新ルールに関する通知を発出
  - ・自治体における検証委員会への立会い
- ○平成31年3月・関係閣僚会議決定等を踏まえた対応について通知を発出
  - ・文部科学大臣メッセージ「全国の児童生徒の皆さんへ〜安心して相談してください〜」を発表
- ○令和元年5月 ·「学校·教育委員会等向け虐待対応の手引き」を作成しHPにおいて公表
- ○令和元年7月 ・児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について通知を発出

## 「児童虐待防止対策の抜本的強化について」における

## 主な文部科学省関連事項(抜粋) 平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定

昨今の虐待相談件数の急増、昨年の目黒区の事案、今年の野田市の事案等を踏まえ、以下の通り、児童虐待防止対策の抜本的強化を図る。本対策を実施するため、児童虐待を防止するための児童福祉法等の改正法案を今国会に提出するとともに、2020年度予算に向け、さらにその具体化を図る。

#### 1 子どもの権利擁護

#### 2 児童虐待の発生予防・早期発見

- ⑥学校等における虐待等に関する相談体制の強化
- ・スクールカウンセラーを活用した教育相談体制を充実し、すべての公立小中学校への配置を推進する。
- ・SNSや24時間子供SOSダイヤルを活用した虐待等に関する児童生徒等からの相談体制の教育委員会における構築を支援する。

#### 3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

#### (5)学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する体制強化

- ①専門スタッフの学校・教育委員会への配置支援
- ・市町村や児童相談所をはじめとする関係機関との連携を強化するため、スクールソーシャルワーカーを全ての公立小中学校が十分に活用できるように配置を推進する。
- ・スクールロイヤー(学校で生じる問題に対応する弁護士)の教育委員会への配置や警察OBの学校への配置を支援する。

#### ②学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する研修等の充実

- ・学校・教育委員会における児童虐待の対応を強化するため、学校の教職員・学校医等が留意すべき事項を記載したマニュアルを作成する。
- ・児童虐待対応に関する具体的な事例を想定した研修教材を作成し、学校長等の管理職に対する研修を推進する。
- ・幼児や障害のある子どもへの児童虐待防止の観点から、教育委員会と福祉・保健部局等との連携や研修等の実施を促進する。
- ・重大な事案が生じた場合には、生徒指導に関する専門的知見を有する者を現地に派遣し、教育委員会等を支援する。
- ・地域において児童虐待の早期対応ができるよう、地域における<u>家庭教育支援関係者や</u>放課後子供教室などの<u>地域学校協働活動関係者等に対して</u>、児童虐待への対応に関して留意すべき事項をまとめた資料を提供するとともに、研修の充実を図る。

#### (7)関係機関間の連携強化等

- ①学校・福祉施設等の職員に関する守秘義務の法定化
- ・学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察及び教育委員会等は児童虐待の早期発見に努めることとするとともに、<u>学校</u>・児童福祉施設等<u>の職員について、</u> 業務上把握した児童虐待に関する情報について守秘義務を規定する。

#### ⑧児童相談所・市町村、学校・教育委員会と警察との連携強化

- ・要保護児童等の情報の取扱いに関し、<u>学校及び教育委員会が保護者に児童虐待に係る情報元を明かさないこと及び保護者から開示の求めがあった場合</u>に児童相談所等と連携して対応することについて、周知徹底を図る。
- ・学校・教育委員会における虐待通告等の対応に関し、<u>保護者による威圧的な要求や暴力の行使が予想される場合、学校と教育委員会が組織的に対応する</u>こと、市町村・児童相談所・警察等の関係機関と速やかに情報共有し、連携して対応することについて、周知徹底を図る。
- ・要保護児童等が休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合\*、学校等が市町村・児童相談所に速やかに情報提供することについて、周知徹底を図る。
- ※不登校等による欠席であって学校等が定期的な家庭訪問等により本人に面会でき、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校等が医療機 関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。

## 児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について

## ○ 野田市で起きた事案を踏まえて対策の強化を図るべき事項

「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について(通知)」 (平成31年2月)

- (1) 市町村・児童相談所が保護者に虐待を告知する際には子どもの安全を第一とするとともに、通告者保護の観点から、 通告元(児童虐待に係る通告を行った者)は明かせない旨を保護者に伝えることを徹底。
- (2) <u>学校等及びその設置者においては、保護者から情報元(虐待を認知するに至った端緒や経緯)に関する開示の求めがあった場合は、情報元を保護者に伝えない</u>こととするとともに、児童相談所等と連携しながら対応。 市町村・児童相談所においては、子どもの安全が確保されない限り、子どもからの虐待の申し出等の情報元を 保護者に伝えない。

保護者との関係等を重視しすぎることで、子供の安全確保が疎かになり、重大な事態に至ってしまう事例が 生じていることに十分留意。

- (※) 学校等:幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設及び障害児通所支援事業所
- (3) 保護者から、学校等に対して<u>威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合</u>には、<mark>複数の教職員等で対応するとともに、即座に設置者に連絡した上で組織的に対応。設置者は速やかに児童相談所・警察等の関係機関が連携して対応。</mark>
- (4) 学校等は保護者等から要保護児童等が学校等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由の説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村又は児童相談所に情報提供する。
- ※不登校等による欠席であって学校等が定期的な家庭訪問等により本人に面会でき、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校等が 医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。
- (5)研修の充実に努めるほか、学校長等の管理職に対しても、<u>児童虐待に関する具体的な事例を想定することな</u> <u>どによる実践的な研修</u>に取り組むこと。

## 学校、教育委員会における児童虐待防止に向けた取組の充実のための情報提供

## 〇「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」(平成31年2月)

「「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」を踏まえ、学校と市町村、児童相談所等の関係機関の連携が十分に機能するよう、学校等から市町村又は児童相談所への児童虐待防止に係る資料、情報の定期的な提供に関する手続等について、文部科学省と内閣府、厚生労働省とで協議の上、平成30年7月に作成した指針を更新し、教育委員会や学校等に通知。

※「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について(通知)」(平成31年2月) 学校等と市区町村又は児童相談所との連携が十分機能するよう努めるとともに、必要に応じて指針に基づく対応を図るよう、内閣府・厚生労働省と連名 で教育委員会、学校等に通知。

#### 平成31年2月の改訂により、以下の事項を追記

学校・保育所等は保護者等から要保護の幼児児童生徒等が学校・保育所等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村又は児童相談所に情報提供する。

※不登校等による欠席であって学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会でき、状況の把握を行っている場合や、入院による 欠席であって学校・保育所等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。

## 〇「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(令和元年5月)

千葉県野田市で起きた事案も踏まえ、学校や教育委員会等の関係者が虐待と疑われる事案について、 迷いなく対応に臨めるよう、具体的な対応方法や留意事項についてまとめた手引き作成し、文部科学省の ホームページにおいて公表。

(URL) http://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm

## ○教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」(CD-ROM)(平成21年5月)

学校等における児童虐待の早期発見・通告、関係機関との連携、虐待を受けた子どもへの対応等について、教職員の意識と対応スキルの向上を図るための研修用教材を全国の教育委員会に配布。

## 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」の概要

○「「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」(平成31年2月8日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議)、「児童虐待防止対策の 抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議)を踏まえ、学校・教育委員会等が児童虐待の対応に留意すべき事項をまとめたマニュアルを 作成。

#### 【基礎編】

- 1. 虐待とは
- 2. 虐待が及ぼす子供への影響
- 3. 学校、教職員等の役割、責務
  - ・虐待の早期発見、早期対応や、関係機関(児童相談所、市町村(虐待対応担当窓口)、警察)との速やかな連携、通告元の情報不開示など、学校や教職員 が求められる具体的な役割を解説
  - ・関係機関である児童相談所、市町村、警察の役割を解説
- 4. 教育委員会等設置者の役割:教育委員会等設置者が行うべき体制強化や研修等の充実

#### 【対応編1日頃の観察から通告まで】

- 1. 通告までの流れ
  - ・発生予防としての幼児児童生徒への相談窓口周知や保護者への啓発・・子供や保護者から聞き取りをする場合の留意事項
  - ・教職員による日頃からの観察、DV問題家庭への留意、虐待による外傷の具体的解説、関係機関への報告様式等を提示
  - ・教員個人ではなく学校組織としての早期の対応や関係機関との連携など、チームとしての対応の必要性を解説
- 2. 通告の判断に当って:学校は守秘義務違反や刑事上の責任を気にしてためらうことなく通告することが重要
- 3. 通告の什方
  - ・市町村、児童相談所、警察への通告等の判断、通告等の方法と教育委員会等への連絡
    - ※性的虐待について、その特徴や心身の健康への影響、対応方法を解説

#### 【対応編2通告後の対応】

- 1. 通告後の対応
  - ・通告後48時間以内の児童相談所の「安全確認」や「情報収集」に対する協力
  - ・一時保護所に保護された子供の通学・通園の留意点、一時保護解除後の留意点、長期欠席状況の把握、施設入所時の連携等
- 2. 要保護児童等への対応
  - ・要保護児童対策地域協議会への参画や進行管理台帳に登録された子供の出欠状況等の情報提供
  - ・7以上欠席した場合には速やかに関係機関に情報提供

#### 【対応編3子供・保護者との関わり方、転校・進学時の対応】

- 1. 虐待を受けた子供への関わり: 虐待を受けた子供への心のケアとして、学校で安心して過ごせるような配慮のポイント
- 2. 保護者への対応
  - ・保護者の要求や相談に対し、学校はチームで対応する。「親権」を理由にした威圧的、拒絶的な態度に対しても毅然とした対応が重要。 学校は組織的な対応や教育委員会への連絡、関係機関との連携による対応を行う。
  - ・子供を就学させないといった事態にも就学義務違反対応として教育委員会との連携を行う。
  - ・学校、教育委員会等は、保護者から虐待認知の端緒や経緯の開示請求があっても漏らしてはならない。
  - 個人情報保護条例等に基づく請求であっても、子供の生命を守る上での支障とならないかなど慎重に検討する。
- 3. 転校・進学時の学校間の情報の引継ぎ: 転居の情報は関係機関と共有し、学校間の確実な引継ぎを行う。

## 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について(通知)(抜粋)

(令和元年7月19日付け元文科初第461号)

#### 1. 改正法の内容について

- (1) 親権者等による体罰の禁止(令和2年4月1日施行)
- ① <u>児童の親権を行う者は</u>、児童のしつけに際して、<u>体罰を加えることその他民法(明治29年法律第89号)第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならない</u>こと。

(児童虐待の防止等に関する法律 (平成12年法律第82号。以下「虐待防止法」という。) 第14条第1項関係)

- ② 児童相談所長、児童福祉施設の長、その住居において養育を行う児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に 規定する厚生労働省令で定める者(小規模住居型児童養育事業における養育者)及び里親は、監護、教育及び懲戒に関し必要 な措置をとることができる児童に対し、体罰を加えることはできないこと。(児童福祉法第33条の2第2項及び第47条第3項関係)
- (2)連携強化すべき関係機関の明確化(令和2年4月1日施行)

国及び地方公共団体による<u>児童虐待の防止等のため</u>に必要な体制の整備に関し、<u>強化を図るべき関係機関間の連携の例示として</u>、 関係地方公共団体相互間並びに市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、<u>学校</u>及び医療機関<u>の間の連</u> <u>携を明記</u>すること。 (虐待防止法第4条第1項関係)

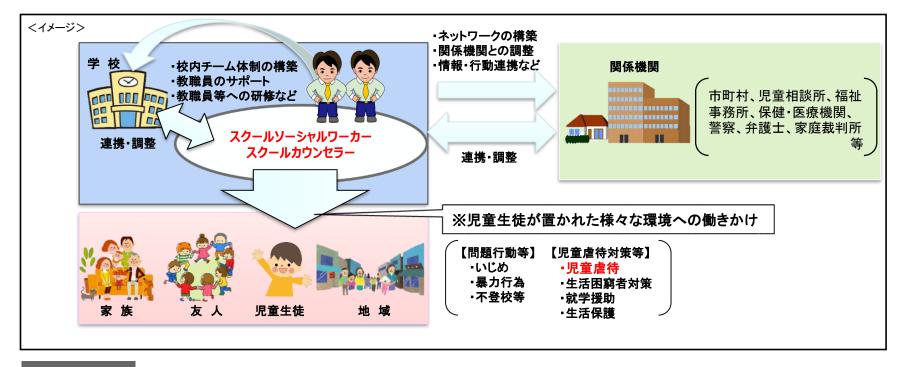
(3) 児童虐待の早期発見の努力義務の対象者の明確化(令和2年4月1日施行)

児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない団体に都道府県警察、婦人相談所、<u>教育委員会</u>及び配偶者暴力相談支援センター<u>が含まれること</u>、並びに児童虐待の早期発見に努めなければならない者に警察官及び婦人相談員が含まれることを明確化すること。 (虐待防止法第5条第1項関係)

- (4) 児童の福祉に職務上関係のある者の守秘義務(令和2年4月1日施行)
- ① <u>学校の教職員</u>、児童福祉施設の職員<u>等児童の福祉に職務上関係のある者は</u>、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た<u>児童</u> 虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならないこと。(虐待防止法第5条第3項関係)
- ② ①の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、虐待防止法第5条第2項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するように努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならないこと。 (虐待防止法第5条第4項関係)
- (5)要保護児童対策地域協議会からの情報提供等の求めへの応答の努力義務(令和2年4月1日施行) 関係機関等は、児童福祉法第25条の3第1項の規定に基づき、要保護児童対策地域協議会から資料又は情報の提供、意見の 開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに応ずるよう努めなければならないこと。(児童福祉法第25条の3第2項関係)

## 現 状

- 児童虐待の対応については、法令に基づき、早期発見・通告・情報提供が重要。
- 一方、関係機関が協力・連携して対応することが必要であり、更なる体制整備が必要。



## 対 応

- 学校へのスクールソーシャルワーカー(SSW)及びスクールカウンセラー(SC)の配置を充実。 令和2年度概算要求額 スクールソーシャルワーカー活用事業 1,950百万円、10,000中学校区(1,722百万円) スクールカウンセラー等活用事業 5,064百万円、27,500校 (4,738百万円)
- 加えて、虐待対策のための重点配置【新規】 SSW:1,000校 SC:1,000校
- ) SSW及びSCの活用促進に向けた職務内容の明確化や、資質向上のための研修の推進。